【資料10】

長野県の組織のあり方に係る検討の方向性
（部会における意見集約案）

令和５年９月　長野県総務部人事課

論点１　効果的・効率的な業務遂行に資する所属の規模

【県の問題意識】

■ 各所属の適正規模については、職員間の協力体制構築を促進する観点（大括り化）と、特定の政策目的に特化した業務遂行及び所属長のマネジメント強化の観点（小規模課室設置）の両面から検討が必要ではないか。

【第１回部会における主な意見】

○ まず従前からあるミッションの見直しから始め、ミッションに照らして組織のあり方を検討していくことが重要。アウトソーシングの進展等、民間との役割も変わってきている中で、今まで必要であった組織が今も必要か否かは改めて検証していくべき。

○ 安定したサービスを提供するためには、少人数で業務を抱え込むのではなく、ある程度の規模（大括り化）が必要。一方で、機動性が必要な組織や、モデル的に動かしていく場合等には、小規模組織の設置も有効。

【第２回部会における主な意見】

○ 小規模課室の設置を考える上では、「モデル性」は重要な考え方。県が今後進みたい方向、県の戦略に沿った組織にしていくことが必要。
また、「機動性」は様々な捉え方があるので補足があった方がよい。

○ 組織のミッションを考える上では、県内部の視点だけで考えるのでなく、市町村やサービスを受ける住民のニーズ等に照らして考えることも必要。

論点１　効果的・効率的な業務遂行に資する所属の規模

※ 青字は前回から修正・追加した箇所

【今後の検討の方向性・進め方（案）】

➢ 次の観点から、**現状の小規模所属（10人未満を目安）を整理・分類**し、体制の見直しを検討

① 県民ニーズや、市町村・民間等との役割のあり方を踏まえ、**組織としてのミッションを終えていると判断できるもの** ☞ **廃止**

② 組織として取り組むべきミッションがあり、

A）恒常的な業務が見込まれ、他業務との連携による効果が期待できるもの ☞ **統合**

B）A以外のもの（機動性（決裁等の判断の迅速さ）が求められるもの、モデル性があるもの、県としての取組を強調すべきもの） ☞ **存置**

論点２　地域の実情に応じた現地機関の所管業務のあり方、更なる専門性向上に向けた配置の方向性

【県の問題意識】

- ■ 限られたリソースを有効に活用する観点から、更なる専門性向上、県民の利便性向上に資する組織・人員配置、機能付与のあり方について検討が必要ではないか。
- ■ その他、基本的な配置（４信、10広域）以外の配置となっている現地機関について、より効果的・効率的な配置に向けた検討が必要ではないか。

【第１回部会における主な意見】

- ○ 人口減少下においては、デジタル技術を積極的に活用し、人は人にしかできない仕事に注力すべき。
- ○ 地域の特性もあると思うが、相談業務等の全県で共通する業務は組織を一元化して情報集約することで、専門性、対応力が向上するのではないか。
- ○ 現地機関では、いかに現場にリソースを割けるかが重要。総務的な業務は集約化・デジタル化で対応し、現地機関として本来取り組むべき仕事に集中できる体制とすべき。
- ○ 現地機関の大きなウェイトを占める農・林・土木業務における効率化を検討できないか。
- ○ 地域特性等も考慮し、現地機関の必要性を検証すべき。特に、組織を全県に均一に設置する必要があるのか検証が必要。
- ○ 各地域に必要な機関について、二重行政にならないよう市町村と県が問題意識を共有しながら議論していくことが必要。一方、小規模市町村を支える視点も必要。

論点２　地域の実情に応じた現地機関の所管業務のあり方、更なる専門性向上に向けた配置の方向性

【第２回部会における主な意見】

○ 地域振興局を10局均一に配置するのは人・予算の配分として最善ではなく、一定の機能を集約していくことが望ましい。一方で、そこに機関があることで住民の満足・安心感が得られるという側面も考慮。

○ 地域振興局をフルスペックの基幹的な局とそれ以外の局に分類。
その上で、プラン3.0の基本目標「確かな暮らしを守る」ための業務は全ての局で担い、
「ゆたかな社会を創る」ための業務は一部の局に集約するということが考えられないか。

○ 本庁・現地機関の関係では、指揮命令系統は一元化するのが望ましい。権限が錯綜するのは効率的でないため、例えば、地域振興局に付置されている課を本庁部局が直轄する個別事務所として独立させることも考えられるのではないか。

○ 全県で共通する業務や、各現地機関での処理件数が少ない業務で、現場性が低いものは本庁に集約するのが望ましいのではないか。遠隔地の市町村への支援も、デジタルを活用すれば可能になる。

○ 小規模市町村を支えるのが県の役割。中心となれる市がある圏域は市に任せてよく、県としてはそうした中心市による支援が行き届かない圏域への対応を充実すべき。

○ ４信・10広域以外の配置となっている機関（児童相談所、建設事務所等）のあり方は検討すべき。

論点２　地域の実情に応じた現地機関の所管業務のあり方、更なる専門性向上に向けた配置の方向性

※ 青字は前回から修正・追加した箇所

【今後の検討の方向性・進め方（案）】

単独現地機関

- **小規模な機関**については、**論点１の検討の方向性を踏まえた見直し**を検討
- **４信・10広域以外の配置となっている機関**については、生活圏や県民ニーズに応じた**配置の見直しを検討**

総合現地機関（地域振興局）

- 各地域の実情や業務の性質に応じて、**各地域振興局が地域課題の解決により主体的・積極的に取り組める**組織となるよう、次の観点により、**《一部機能集約型》の配置を検討**

  ①　**「確かな暮らしを守る」ため、県民の安心・安全や地域社会の維持に必要な業務** ☞ **10局全てで所管**

  ②　**「ゆたかな社会を創る」ため、広域的な調整や、高度な専門性が求められる業務** ☞ **一部の局に集約**

  ③　**その他、定型的で現場対応の必要性が低い内部管理や審査等の業務** ☞ **本庁等に集約・一元化**

- なお、上記①～③の検討に当たっては、各圏域における市町村規模に応じた**市町村間の水平補完や県による垂直補完のあり方**も踏まえる必要